

四日市市告示第 5 9 7 号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱（昭和 5 0 年 1 月 8 日告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が 5 0 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 3 0 人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症による影響で、申し込み時の最近 1 か月の売上高等が平成 3 1 年 1 月以降のいずれかの同時期と比べ、3 %以上減少、かつ、その後 2 か月間の売上見込を含めた 3 か月間も 3 %以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近 3 か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年 1 2 月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第 7 条 四日市市中小企業振興資金（一般融資）の条件は、次の各号により行うものと</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が 5 0 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 3 0 人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症による影響で、申し込み時の最近 1 か月の売上高等が過去 4 か年いずれかの同時期と比べ、3 %以上減少、かつ、その後 2 か月間の売上見込を含めた 3 か月間も 3 %以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近 3 か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年 1 2 月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第 7 条 四日市市中小企業振興資金（一般融資）の条件は、次の各号により行うものと</p>

する。

(1)及び(2) (略)

(3) 貸付期間及び返済方法

月賦返済とする。

運転資金 7年以内 (据置期間1年含む。)

設備資金 10年以内 (据置期間2年含む。)

(4) 保証料率 保証協会所定料率0.8%

(5)から(7)まで (略)

2 四日市市中小企業振興資金 (新型コロナウイルス対応融資) の条件は、次の各号により行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 貸付期間及び返済方法

月賦返済とする。

運転資金 7年以内 (据置期間1年含む。)

設備資金 10年以内 (据置期間2年含む。)

(4) 保証料率 保証協会所定料率1.0%

(5)から(7)まで (略)

する。

(1)及び(2) (略)

(3) 貸付期間及び返済方法

月賦返済とする。

運転資金 5年以内 (据置期間1年含む。)

設備資金 7年以内 (据置期間1年含む。)

(4) 保証料率 保証協会所定料率0.6%

(5)から(7)まで (略)

2 四日市市中小企業振興資金 (新型コロナウイルス対応融資) の条件は、次の各号により行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 貸付期間及び返済方法

月賦返済とする。

運転資金 5年以内 (据置期間1年含む。)

設備資金 7年以内 (据置期間1年含む。)

(4) 保証料率 保証協会所定料率0.8%

(5)から(7)まで (略)

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

(商工農水部商業労政課)